

不動産時価会計 (3)

—減損会計の実施—

Accounting for Property (3) —Start of Impairment Loss—

寿 山 泰 二

要 旨：我が国において、平成14年8月に「固定資産の減損に係る会計基準」、平成15年10月に「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が公表され、平成16年3月期決算から減損会計の早期適用が可能となった。減損会計の強制適用は、2年先の平成18年3月期決算からではあるが、各企業に及ぼす影響は計り知れないほど大きい。

減損会計の現実的な運用指針である「適用指針」から最も大きな論点となった「資産のグルーピング」に絞り、適正な減損処理を実施するための今後の課題を検討する。さらには、平成16年3月期決算から早期適用に踏み切ったゼネコン各企業の減損処理の比較分析に加え、将来的な経営戦略をも考察している。

キーワード：適用指針、資産のグルーピング、相互補完性

I. はじめに

会計ビッグバン以後、我が国の会計基準は、グローバル・スタンダードである国際会計基準 (IAS) 並みにその開示レベルが引き上げられてきた。しかしながら、我が国固有の事情によって、まだ先延ばしにされてきたものがある。その一つが、固定資産の時価評価とも言われる取得原価主義会計の枠内における減損に係る会計処理である。

平成12年6月に「固定資産の会計処理に関する論点の整理」が公表され、平成15年3月期決算から導入が予定されていた減損会計は、その後の審議が捗らず、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表されたのが、その2年後の平成14年8月であった。さらに、1年をかけて、実務に適用する具体的指針として「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が平成15年8月によりやく公表された。

平成16年3月期決算から減損会計の早期適用は可能となったが、強制適用は、まだ2年先の平成18年3月期決算からとなった。このように、先延ばしされてきた背景には、バブルの負の遺産を抱えたゼネコン、不動産業界、それらを支援してきた銀行業界等に与える影響の大きさが日本経済低迷に一層の拍車をかけることを懸念するものであった。

本稿では、減損会計の現実的な運用指針である「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の問題点を指摘するとともに、適正な減損処理を実施するための今後の課題を検討する。さらには、平成16年3月期決算から減損会計の早期適用に踏み切ったゼネコン各企業の減損処理を比較分析しながら、将来的な経営戦略についても考察してみたい。

II. 我が国の減損会計の変遷

我が国の減損会計は、これまで企業会計審議会第一部会で審議されていた固定資産の会計処理の問題から始まった。そこでの最優先課題は、減損の処理であり、まずその基準を整備することが必要と平成12年6月「固定資産の会計処理に関する論点の整理(以下「論点整理」という。)」が公表された。

「論点整理」の基本的な考え方は、既存の関連会計基準との関係を整理しながら、特に、国際会計基準(IAS)及び米国基準(FASB)との国際的調和を踏まえ、固定資産の会計処理の具体的な見直しに向けた審議を継続するというものであった。

具体的論点として、従来の固定資産会計は、貸借対照表上の評価を含めて、減価償却による規則的な費用配分の問題を中心に議論してきたが、減損会計は、将来の回収可能性を見直して帳簿価額を修正する点で、費用配分とは別の観点に立つ資産の評価替えである。しかし、会計基準においては両者をできるだけ首尾一貫させ、全体として体系的な矛盾が生じないようにすることが挙げられた。

また、我が国の会計慣行では、資産の著しい機能低下に対して臨時償却の考え方が適用されるなど、減価償却と減損処理とが重なる部分もみられる。臨時償却も減価償却の遅れと同様、過年度修正の一種と考えられてきたが、減損会計の導入にあたっては、そうした臨時償却との関係を整理する必要があると提起された⁽¹⁾。

その後、第一部会における審議において、「論点整理」に対する各界のコメントの聴取、ヒアリングの実施などを行い、理論面と実務面の両サイドから幅広い検討が行われてきた。それらを受けて、企業会計審議会は、平成13年7月「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告(以下「経過報告」という。)」を公表した。この「経過報告」の内容は、基本的にIAS36号とSFAS144号の内容をベースとしているが、主要部分については、IAS36号に依拠したものとなった。

IAS36号では、資産の減損は、収益性の低下に伴って回収の見込みが立たなくなった簿価の切り下げの問題と解されるが、SFAS144号では、その原因について、収益性の低下に伴うものとは明確に定義していない。

「経過報告」では、固定資産の減損処理(減損会計)の意義を「資産又は資産グループの収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映する

ように帳簿価額を減額する会計処理である²。」とIAS同様「収益性の低下」というキーワードを用いて定義した。

なお、臨時償却の概念との区別に関しては、臨時償却が原価配分思考を基礎とした処理であるのに対して、減損は、直接的な資産評価手続きによるものであるという違いがある。しかし、修正年度の損益とされる点では、臨時償却も減損による損失も同じであるという理由から、両者の区別をしなくても実務に大きな支障はないとして、「経過報告」は「他の基準を適用しなければならないものを除いて、回収を見込めない帳簿価額の切下げを一纏めにして、減損の会計処理を適用することとした³。」のであった。

その後、企業会計審議会は、平成14年4月に「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」を公表し、広く各界の意見を求め、同年8月に「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（以下「意見書」という。）」、いわゆる「減損会計基準」を公表した。

〔表1〕 減損会計処理の国際比較

項目	国際会計基準 (IAS36)	米国基準 (SFAS144) 継続使用する資産 (売却以外の処分予定資産を含む)	日本基準
対象資産	全ての資産 (棚卸資産, 工事契約から生じる資産, 繰延税金資産, 従業員給付から生じる資産, 金融資産を除く)	長期性資産 (金融商品, 繰延税金資産などを除く)	固定資産 (金融商品, 繰延税金資産などを除く)
回収可能性を検討しなければならない資産	減損の兆候がある資産	減損の兆候がある資産	減損の兆候がある資産
減損の認識	回収可能価値が帳簿価額より低いとき	見積将来キャッシュ・フロー(割引前・支払利息控除前)が帳簿価額より低いとき	見積将来キャッシュ・フロー(割引前・支払利息控除前)が帳簿価額より低いとき
減損損失の測定	帳簿価額が回収可能価値を超える金額	帳簿価額が公正価値を超える金額	帳簿価額が回収可能価値を超える金額
回収可能価値	資産の正味売却価格と使用価値(見積将来キャッシュ・フローの現在価値)のいずれか高い金額	—	資産の正味売却価格と使用価値(見積将来キャッシュ・フローの現在価値)のいずれか高い金額
公正価値	—	活発な市場における公表市場価格に基づく価値。公表市場価格がない場合には最善の情報に基づいて見積る。見積りに当たっては、類似資産の価格及び評価技法の結果(見積将来キャッシュ・フローの現在価値など)を考慮する。	—
減損損失の戻し入れ	一定の要件の下で戻し入れを行う	不可	不可

(資料) 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」2002年8月9日より作成。

「意見書」は基本的考え方を「固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。減損処理は、本来、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を減額する会計処理と考えられるから、期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、収益性の低下による減損損失を正しく認識することはできない。帳簿価額の回収が見込めない場合であっても、過年度の回収額を考慮すれば、投資期間全体を通じて投資額の回収が見込める場合もあり、また、過年度の減価償却などを修正したときには、修正後の帳簿価額の回収が見込める場合もあり得るからである⁽⁴⁾。」と説明した。

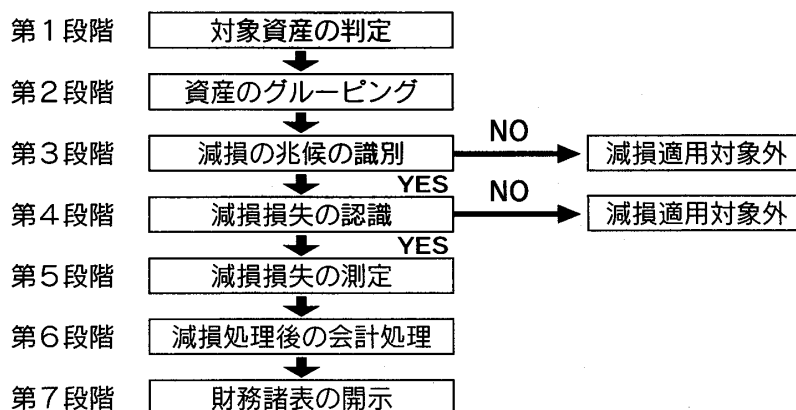
そして、実務面での具体的適用指針として、企業会計基準委員会(ASB)は、平成15年3月に「『固定資産の減損に係る会計基準の適用方針』の検討状況の整理」を公表、同年8月に「同公開草案」の公表後、同年10月に「固定資産の減損に係る会計基準の適用方針(以下「適用方針」という。)」を公表したのであった。

Ⅲ. 減損会計適用指針の課題

固定資産の減損会計は、多種多様な事象を営むそれぞれの企業が当該企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な過程及び予測に基づいて将来キャッシュ・フローを見積ることとするなど、その程度や判断を一律に示すことは困難な場合が多い。

そこで、「適用指針」は、減損の兆候を始めとして、必要と考えられる範囲において、一定の目安や例示を示している。企業は、減損会計基準及び「適用指針」の定めに従って減損処理を行うものとするが、これらに定めがないため状況に応じ、個々の実態を考慮して適用する場合には、減損会計基準及び「適用指針」も趣旨を適切に斟酌する必要があるとした⁽⁵⁾。

〔図1〕 減損会計処理のフローチャート



〔資料〕 企業会計基準委員会「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」2003年10月31日より作成。

本稿では、この「適用指針」を公表する上で、最も大きな論点となった「資産のグルーピング」に絞って考察してみたい。まず、「資産のグルーピング」の前提となる対象資産から確認したい。「対象資産」は「固定資産を対象に適用する。固定資産には、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産が含まれる⁽⁶⁾。」とした。

「従って、国際会計基準の動向に則して時価評価や時価情報の注記の必要性が検討されたいわゆる投資不動産も含まれ、また、建設仮勘定や営業権や借方の連結調整勘定、長期前払費用、借手側のファイナンス・リース取引により使用しているリース資産を賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合のリース資産も対象に含まれる⁽⁷⁾。」のが大きな特徴である。ただ、「他の基準に減損処理に関する定めがある金融資産、繰延税金資産、市場販売目的のソフトウェアについては、対象資産から除かれる⁽⁸⁾。」こととなった。

今回最大の論点となった「資産のグルーピング」は、「資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこと⁽⁹⁾。」とした上で、「企業は、例えば、店舗や工場などの資産と対応して、継続的に収支の把握がなされている単位を識別し、グルーピングの単位を決定する基礎とする⁽¹⁰⁾。」ことを手順とした。

考慮すべき点は、「収支は必ずしも企業の外部との間で直接的にキャッシュ・フローが生じている必要はなく、内部振替価額や共通費の配分額であっても、合理的なものであれば含まれる⁽¹¹⁾。」ということである。

また、「継続的」の観点からは、「収支の把握が通常は行われていないが、一時的に設定される単位について行われる特殊原価調査などは該当しない⁽¹²⁾。」とした。

さらに、「賃貸不動産などの一つの資産において、一棟の建物が複数の単位に分割されて継続的に収支の把握がなされている場合でも、通常はこの一つの資産がグルーピングの単位を決定する基礎になる⁽¹³⁾。」と例示した。

しかし、この場合においても、「物理的な一つの資産でも、仕様が異なる等のため複数からなる

資産と考えられる場合もある。これには、商業ビルにおいて、仕様が異ならなくとも、自社利用部分と外部賃貸部分とが長期継続的に区分されるような場合も含めることができるものと考えられる⁽¹⁴⁾。」と幅を持たせた。

そして、「企業は、グルーピングの単位を決定する基礎から生ずるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性等によって、他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であり、当該単位を切り離れたときには他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすと考えられる場合には、当該他の単位とグルーピングを行う⁽¹⁵⁾。」と複数の単位をグルーピングすることが適当と「相互補完性」を強調した。

ここで、特に議論されたのは、事業の種類や業態によっては、企業の継続的な収支は、当該事業を行っている大きさでしか把握されていない場合があり、これらをどのように取り扱うかということであった。

検討の結果、グルーピングの趣旨に即した考え方を「適用指針」の中に示すことにし、「当該資産から生ずるキャッシュ・イン・フローが他の資産から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であるため、管理会計上も合理的な内部振替価額を用いて収入の把握を行うことが困難な場合などは、各資産とそこから生ずるキャッシュ・イン・フローが入り混じっており、個別の資産とキャッシュ・フローとの対応関係が薄いことから、適切に管理会計上も把握されていないことが念頭に置かれている。すなわち、管理会計上の目的や効果から合理性を有するものに限られる⁽¹⁶⁾。」とした。

それから、「取締役会等において、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行い、その代替的な投資も予定されていないときなど、これらに係る資産を切り離しても、他の資産又は資産グループの使用にほとんど影響を与えない場合がある。このような場合に該当する資産のうち、重要なものは独立した資産グループとして取り扱うことになる⁽¹⁷⁾。」とし、遊休資産についても、「将来の使用が見込まれていないものは、同様の扱いとなるが、将来の使用を見込んでいる場合は、その見込みに沿ってグルーピングを行うことになる⁽¹⁸⁾。」と取締役会等の意思決定に判断を委ねた。

最後に、連結の見地から個別のグルーピングの見直しだが、「適用指針」では、「管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位の設定等が複数の連結会社を対象に行われており、連結財務諸表において、他の資産は、資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位が、各連結会社の個別財務諸表と異なる場合には、基準による連結の見地から、資産のグルーピングの単位が見直される場合がある⁽¹⁹⁾。」とした。

ただし、この見直しであるが、必ず行わなければならないものでなく、逆に、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う設定等が複数の連結会社を対象に行われていない場合には見直されるわけではないことに留意したい。

以上が特定の事業あるいは会社がどうグルーピングをするかという問題への回答であった。

では、事業特有の観点から、事業全体が、あるいは場合によれば会社全体が丸ごと一つのグループになり得る場合はどう考えればよいのか。

しかし、このケースなどは、最小の現金生成単位が一つのグループになるべきであるとする減損会計そのものに反しているのではないかと考えられる。そして、事業や会社全体が一つのグループとして減損の兆候があるということは、事業なり会社にゴーイング・コンサーンとしての疑義が生じたとも解され、全体として健全な事業や会社においては、結果的に減損会計が適用される余地がほとんどなくなるという懸念も出てくる。

さらには、例外を認めること自体、救済になるとも見られ、濫用を防ぐ意味からも何らかの手を打たねばならない。とはいえ、企業実態が本当にそうであるなら否定することもできないわけである。

そこで、日本公認会計士協会は、代替的方法として、重要な会計方針として開示させることとなった。ただ、現実的には、「減損会計基準を初めて適用した事業年度においては、減損損失を計上していなくとも、全般的な資産のグルーピングの方針等を注記することができる²⁰⁾。」とかなり弾力的な取り扱いになり、ここでも経営者の恣意性が残された。

今回、資産のグルーピングにおいて、特に注意すべき点は、「相互補完性」と考える。例えば、複数工場を持つ製造業の場合などは、管理会計の観点からも、工場ごとのグルーピングが考えられる。

ただ、工場同士の「相互補完性」を考えた場合に、もし工場の一つを閉鎖するという意思決定がなされても、他の複数工場で同じ商品を作っているのでカバーでき、事業が継続できると判断されるなら、「相互補完性」はないと言える。

しかし、事業運営上において、工場自体が独自の商品を独立して生産しているのではなく、複数の工場全体でトータルで生産・需給管理を行っているとは判断されるなら、「相互補完性」があると言えることになる。すなわち、個々に工場を廃止するという意思決定がない限り、「相互補完性」があると解される。

また、連結と個別の観点から、グルーピングを捉えてみると、子会社では個別に工場等の管理単位でのグルーピングをしたとしても、連結すると、収支把握単位であるセグメント別によるグルーピングに変わることもあろう。

逆に、同一地域に複数の子会社がある場合には、「相互補完性」により連結でその地域全体を一つの単位としてグルーピングを行うこともあるだろう。各企業にとって、「相互補完性」の意味を個別・連結を含めてしっかりと把握し、自社内で論理整合性のあるグルーピングを確立しなければならない。

ただ、そこには取締役会等の意思決定という経営者の恣意性が大いに入り込む余地が多々残されており、それによって、損益が大きく振れることを十分考慮し、投資家等の不信をこれ以上招かないような、細心の注意と明確な開示性を是非とも要請したい。

IV. ゼネコン決算分析

平成16年現在、我が国を代表する「勝ち組」企業の一つであるキャノンは、工場の海外移転を進める同業他社を尻目に国内の工場建設を積極的に進めている。この2年間で、建設中もしくは竣工した工場は、グループ全体で16にも及んでいる。その工場建設を請け負ったのは、大手ゼネコンと財務内容の優れた準大手ゼネコンであった。

これまで、キャノンは工場建設の発注先にフジタを加えていたが、金融機関から債務免除を受けて再建中であることから発注先から除外されたのである。フジタは、平成14年に会社分割で再スタートを切ったが、監査法人の指摘を受け、前々期末に繰延税金資産を取り崩し、債務超過に転落し、三井住友銀行に300億円の増資を仰いでいる。

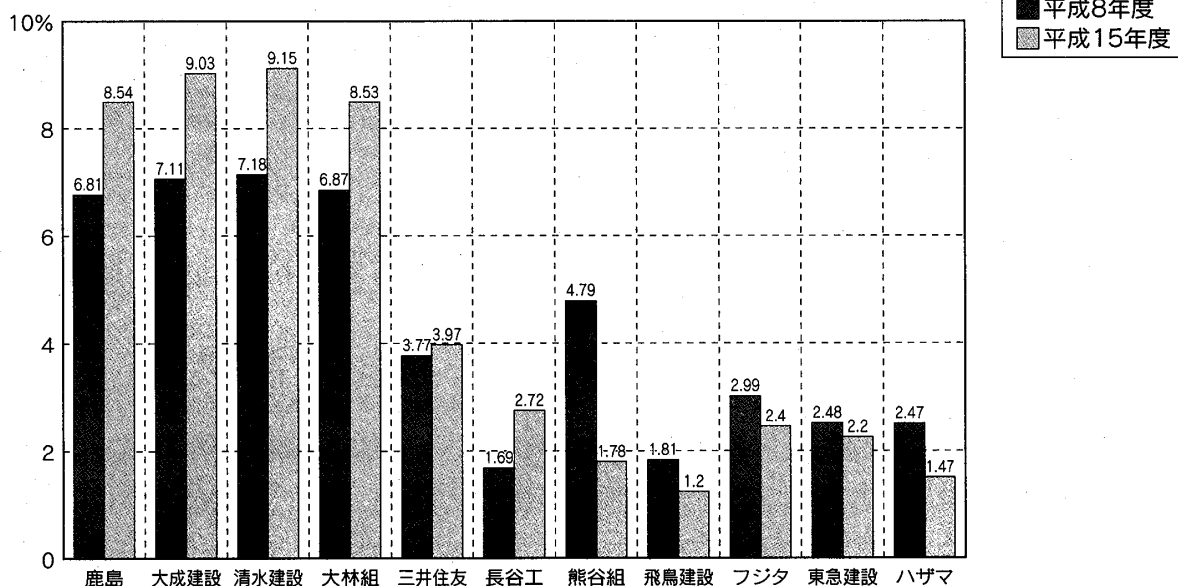
このように、官公庁だけでなく、一民間企業においても、技術以外に信用力を重視して発注するケースが増加しており、その結果、以前にも増して、大手ゼネコンのシェアが拡大してきたのである。

平成8年度に20兆円を超えていた総受注高は、平成15年度は13兆円弱にまで縮小したが、逆に、大手ゼネコン4社（鹿島、大成建設、清水建設、大林組）のシェアは7.4ポイントも上昇したのであった。一方、金融支援を受けた準大手7社（熊谷組、三井住友建設、フジタ、東急建設、飛鳥建設、ハザマ、長谷工コーポレーション）のシェアはなんと12.5ポイントも下げている⁽²⁾。

さらに、平成16年4～6月期単独ベースにおいては、景気回復で製造業などの民間建築が伸び、清水建設を除く大手3社が前年同期に比べ、二ケタの伸びを示したのに対し、再建準大手は飛鳥建設以外ほとんどが一ケタの微増かマイナスとなっており、依然として厳しい状況は続いている⁽²⁾。

【図2】ゼネコン11社の受注シェア

－平成8年度と平成15年度－



(資料) 『週刊ダイヤモンド』ダイヤモンド社、2004年7月17日、30頁より作成。

大手ゼネコン4社トップの営業利益598億円を達成した大成建設の売上高営業利益率は、他社よりも1ポイント近く高い。この背景には、業界2位のPFI事業受注獲得件数もさることながら、「勝ち組」企業でありながらも、危機感から従業員のボーナスカットを行うなど経費削減に多大な努力と強固な姿勢を示した結果と筆者は見ている。

平成16年3月期決算において、大成建設は業界最大の525億円の減損損失を計上した。これまで、財務内容の不透明さが問われていたが、2年前倒しをして、減損対応を一気に行い、投資家等への不信感を払拭し、財務体質の健全化を大きくアピールした。

大成建設の葉山社長は、「株主資本を毀損せず、赤字転落もせず、配当を維持するという三本柱を守るためには、ボーナスを半減せざるをえなかった⁽²⁾。」と全社員に手紙を出して、家族にも理解してもらったと言う。

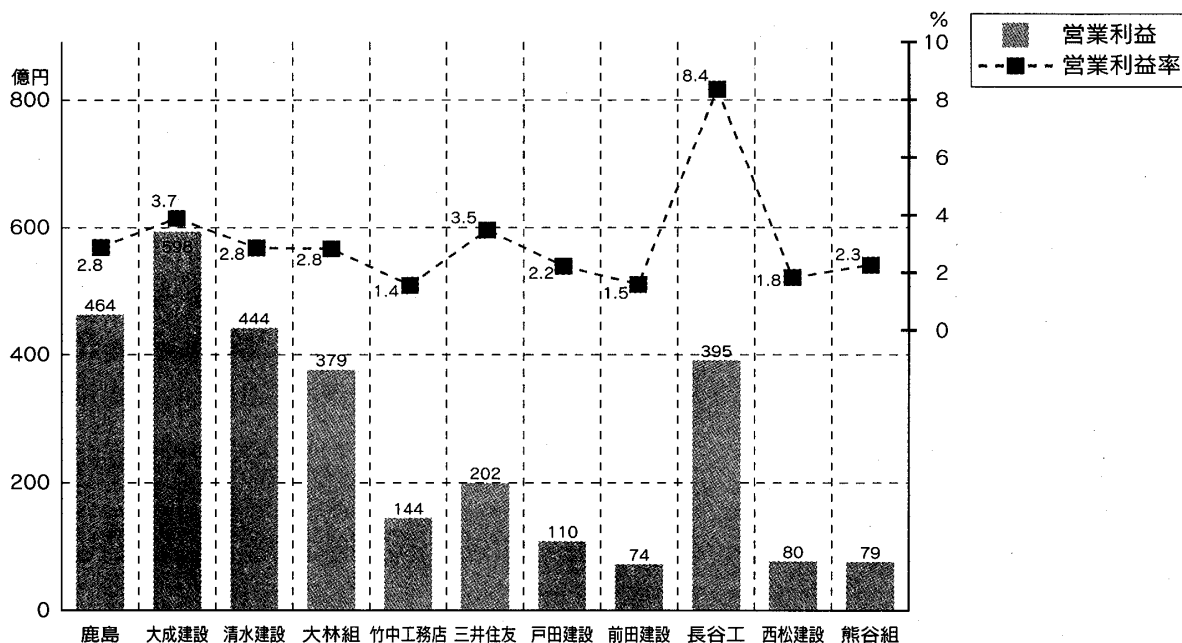
平成17年3月期においては、自社の有力下請けにも一律5%の工事費（資材・設備費等）カットを要請するなど収益力のある体制作りを力を入れている。その先には、現在建設受注高の1割を占める海外割合を10年後には前者の4分の1にまで拡大する青写真も描いている。

大成建設は、今回の減損処理で、財務健全化を完了させ、国内事業にとどまらず、海外事業にも大いに注力する経営戦略で、葉山社長が掲げる業界利益ナンバーワンの座を早期に達成するものと思われる。

一方、シェアを大きく落とした金融支援の準大手の中で、営業利益を大手ゼネコン4社並みの395億円も上げている長谷工コーポレーションに注目したい。売上高営業利益率などは、大手ゼネコン4社と比較しても約3倍とその収益力は郡を抜いている。

【図3】ゼネコン10社の営業利益率

—平成16年3月期—



(資料) 『週刊ダイヤモンド』ダイヤモンド社、2004年7月17日、31頁より作成。

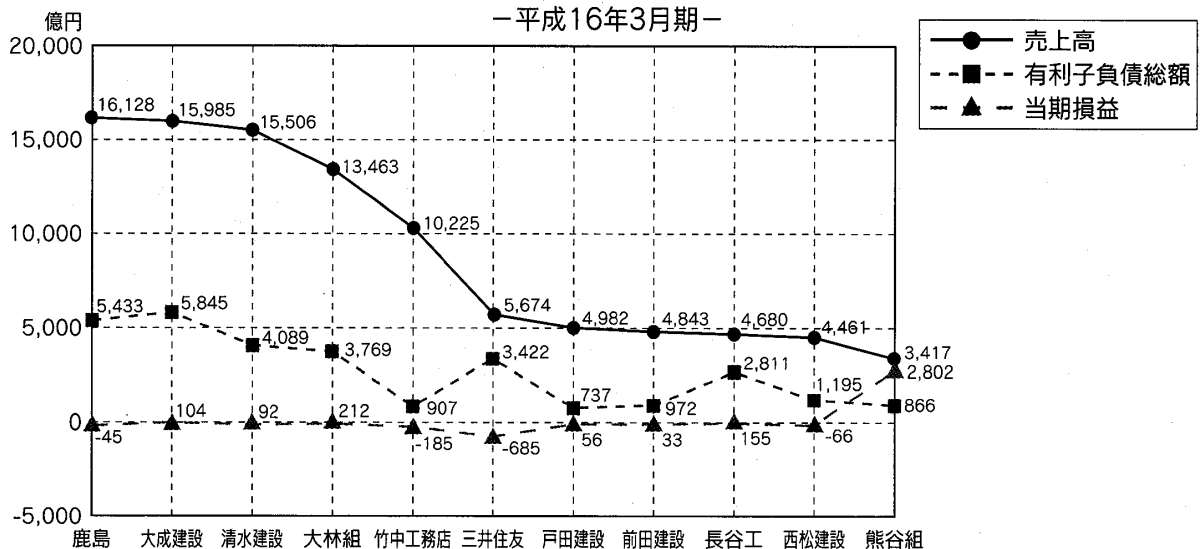
この背景には、他のゼネコンにはほとんど見られない、用地取得はしないが、用地情報の確保と近隣解決開発許認可を充実させた長谷工コーポレーション独自のビジネスモデルにある。

豊富な用地情報を基に商品企画してディベロッパーに持ち込むため、他のゼネコンとの安値受注競争に巻き込まれないのである。しかも、仲介・設計・近隣対応などすべての段階でディベロッパーと契約を交わし、フィーを確実に取っている事がドンブリ勘定の多い他のゼネコンと大きく相違している点である²⁴⁾。

また、この高収益の背景には、戦略的に地方を切り捨て、大都市圏の大型マンションへの「選択と集中」が実を結んだ結果でもあった。ただ、この収益力は、大きく上昇したものの、財務体質はそれほど改善したとは言えない。

【図4】ゼネコン10社の業績

—平成16年3月期—



(資料) 『週刊ダイヤモンド』ダイヤモンド社, 2004年7月17日, 31頁より作成。

長谷工コーポレーションの平成16年3月末の連結有利子負債は2811億円にも上り、売上高の6割に相当している。さらには、平成5年3月期には、グループで1兆4099億円あった不動産が平成16年3月期には2771億円にまで減少した。そして、最大の課題は、平成18年3月期に迫った減損会計の強制適用への対応が遅れていることである。

保有不動産2771億円のうち、約半分の1350億円が減損対象となる固定資産とされている。ブライトンホテル、自社使用不動産、賃貸マンション、賃貸ビルにグルーピングされているようだが、

この中で、減損対応が必要となるのは、土地・建物の取得費が高く、キャッシュ・フロー収入が少ないブライトンホテルの京都と賃貸マンションである。

ただ、賃貸マンションについては、売却できればこの対象から除外されよう。この減損損失は、最低200億円は下らないと見られ、販売用不動産の評価損約100億円を加えると特別損失は300億円を超える模様である²⁹⁾。

今後も収益力に陰りが見えない限り、一気に減損処理を行い、財務面が改善されれば、平成16年7月に発行された300億円もの転換社債の株式転換が進み、株主資本比率も大手ゼネコン並みに向上する可能性もある。

再建の鍵を握るのは、「収益力」であることは明白であるが、その他に減損対応に向けての財務諸表の健全化に大きく貢献する「戦略的会計処理能力」こそが「勝ち組」「負け組」の2極化をより明白に選別するものとなるろう。

V. お わ り に

平成16年3月期決算において、減損会計の早期適用を実施した上場会社は149社、減損損失計上額の総額は単体ベースで6477億円、連結ベースで8320億円にも上った。減損損失を記載した資産で目立ったのは、遊休資産、賃貸用資産、ゴルフ場であった。中でも、半数を超える会社が遊休資産の減損処理をしたのは注目される。

業種別においては、建設業が22社と最も多く、以下、卸売業20社、電機機器13社、機械10社と続く。また、早期適用を実施した会社の中で、減損損失が生じなかった会社も多く、20社がその旨の開示を行っている²⁹⁾。

また、グルーピングの単位として、事業用資産においては、事業別（製品別含む）45例、支店別・営業店別・拠点別46例、管理会計上の区分11例、キャッシュ・フロー生成単位6例、プロジェクト別1例に分類された。遊休資産においては、個々の資産別、賃貸用資産においても、概ね個々の資産別に単位とされた²⁹⁾。減損会計基準早期適用会社におけるより詳細なグルーピング分析等については、別稿に機会を譲ることにしたい。

金融支援を受けた再建準大手のゼネコンにとって、収益力が上がらない現状において、販売用不動産の強制評価減に加えて、固定資産をも減損対象とする減損会計の強制適用は、死の宣告にも等しいものがある。

ただ、減損会計の「適用指針」を見る限り、まだまだ抜け道とも取れる文言が至る所に顕在する。企業の存続可能性に対する信憑性にも疑義が生じる可能性も出てこよう。財務諸表への信頼保持は、益々監査法人の良識とその力量に委ねられることになりそうだ。

本稿は、「適用指針」の中でも減損会計導入の入り口である「資産のグルーピング」に絞る、

〔表2〕 減損会計基準早期適用会社（建設業）

－平成16年3月期－

	会社名	減損損失を認識した主な資産	減損損失(単位：百万円)	
			単体	連結
1	大成建設	賃貸用資産,ゴルフ場,商業施設,休止保養所等	16,230	52,592
2	NIPPOコーポレーション	ゴルフ場,ホテル(土地,建物,構築物)	16,701	16,701
3	大本組	ゴルフ場(土地,建物等),賃貸用資産(土地他)他	4,271	7,870
4	ナカノブー建設	機材センター等(土地,建物等),賃貸用資産地	3,164	7,658
5	住友林業	ゴルフ場(土地,構築物等),ユニット住宅生産設備他	1,059	5,531
6	大林組	ゴルフ場(土地,建物等),賃貸用資産(土地)他	4,973	5,298
7	松村組	ホテル施設(土地,建物),ゴルフ場(その他)他	3,346	4,280
8	西松建設	賃貸用資産(土地,建物等)	3,274	4,033
9	南海辰村建設	賃貸用資産(土地),遊休資産(土地)	3,641	3,757
10	不動建設	事業用資産(土地),遊休資産(土地)	1,693	1,766
11	奥村組(非連結)	賃貸用資産(土地,建物)	1,368	—
12	川田建設(非連結)	PC橋及びプレキャスト製品製造設備(土地,建物他)	932	—
13	オリエンタル建設	セメント製品製造設備(土地,建物,機械装置等)他	831	831
14	植木組	遊休資産(土地,建物),賃貸駐車場(機械装置他)	599	599
15	大和ハウス工業	記載なし(減損損失軽微)	—	369
16	大成ロテック	遊休資産(土地)	99	99
17	第一建設工業	賃貸用資産,遊休資産	79	79
18	間組	社宅(建物),社寮(建物)	—	23
19	日立プラント建設	記載なし(減損損失軽微)	—	—
20	東急建設		減損損失計上なし	
21	セコムテクノサービス		減損損失計上なし	
22	日立プラント建設サービス		減損損失計上なし	

(注) 20～22の企業については,減損損失が生じなかった旨の開示のみ。

(資料) 『週刊経営財務』 税務研究会, 2004年8月2日, 7-12頁より作成。

考察してきたが, この「資産のグルーピング」だけでも憂慮すべき事象が多く目についた。この他, 減損の「兆候・認識・測定」, 使用価値に用いられる「割引率」, 「開示」方法にも経営者側の恣意性が働き, 投資家等の投資判断を誤らせる可能性を残している。

平成16年3月期決算において、減損会計の早期適用を回避した企業にとって、2年後の強制適用は、その減損損失を帳消しにする体力と収益力の回復を至上命令として確実に達成しえなければ、新たな業界再編に巻き込まれることは必至である。

減損会計への対応が企業内システムとして、取締役会等の意思決定を財務諸表を通して的確に投資家等に開示することのできる「戦略的会計処理能力」を保有する企業集団こそが、証券市場での真の信頼を勝ち取り、ゴーイング・コンサーンとして、「勝ち組」に名前が刻まれるに違いない。

【注】

- (1) 企業会計審議会「固定資産の会計処理に関する論点の整理」2000年6月23日, II, 1。
- (2) 企業会計審議会「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」2001年7月6日, 第一の一。
- (3) 同上。
- (4) 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」2002年8月9日, 三, 3。
- (5) 企業会計基準委員会「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」2003年10月31日, 1項。
- (6) 同上, 5項。
- (7) 同上, 68項。
- (8) 同上, 69項。
- (9) 同上, 7項。
- (10) 同上, 7項(1)。
- (11) 同上, 7項(1)①。
- (12) 同上, 7項(1)②。
- (13) 同上, 7項(1)③。
- (14) 同上, 70項(1)。
- (15) 同上, 7項(2)。
- (16) 同上, 70項(1)。
- (17) 同上, 8項。
- (18) 同上。
- (19) 同上, 10項。
- (20) 同上, 58項。
- (21) 『週刊ダイヤモンド』ダイヤモンド社, 2004年7月17日, 28-29頁。
- (22) 『日本経済新聞』, 2004年9月1日, 朝刊。
- (23) 『週刊ダイヤモンド』前掲誌, 2004年7月17日, 35頁。
- (24) 同上, 36-37頁。
- (25) 同上, 38-39頁。

- (26) 『週刊経営財務』 税務研究会, 2004年8月2日, 6頁。
- (27) 『週刊経営財務』 税務研究会, 2004年9月13日, 29頁。